

地主制史論の問題点

— 守田志郎氏の所説にふれて —

牛 山 敬

は し が き

私は、守田氏が一九五七年に著わされた『日本地主制史論』に啓発されて蒲原平野における農村構造の変貌過程の勉強をはじめたものである。したがって氏は私にとって先駆者であり、問題提起者であった。私は氏のあとを追いかけるが、氏のような実証的な研究を長年にわたって持続していくことがなまやさしいものでないことを知ることができた。ただ私は守田氏が筆をおかれた大正末年以降をばつばつ検討していくうちに明治・大正期を含めて蒲原平野の農村の実態は、氏の理論構成とかなり違った様相を示すことに気がつくようになった。氏は最近

あらたに『地主経済と地方資本』（一九六三年、御茶の水書房）をまとめられたので、この機会に私の抱いている疑問を若干提示しておきたい。現在行なわれつつある地主制史論の一つの代表的な見解として守田氏の業績をとりあげ、そこにある問題点を整理してみるのはあながち意味のないことではあるまい。ほぼ同一の地域を研究対象としている結果、私が氏の積みあげられた優れた業績を熟知した上で、なおかつややこまかい点にまでたちいつて欠陥の側面に重点を置いて論点を整理することになったのは、それが自分自身の説くべき問題の自分に対する提起でもあるからである。しかし誤解であれば御叱正をたまわりたい。

一

かつて封建論争においていわゆる「講座派」は土地制度が一方的に全経済の歴史的な性格を規制するという論理構成をとっていた。基根にある「半封建的土地所有制」半農奴制的零細農耕が「軍事的半農奴制的日本資本主義の基本規定」として現われる」というのである。このような論理構成を支持する人は現在では数少くなつたと思われるが、日本資本主義の特殊的要因を相互に関連づけつつ一貫して説明しようとした一元的な視角はその限りにおいて高く評価されるものであろう。ところが戦

後においては一方で日本資本主義の発達を強調しながら他方で土地制度は封建的でありその上に成立する政治権力は絶対主義であったという見解がかなり多く見られるのである。このような二元的な見解を実証しようという試みの一つが守田氏による一連の研究である。氏は旧著『日本地主制史論』において中蒲原郡の千町歩地主一家のモノグラフを行なって「明治期から大正の前期に至る地主制確立の全過程は農業内部における矛盾の成長の過程として、いわば相対的独自性をもった法則をもつて貫かれている」という結論を出された。近著『地主経済と地方資本』では、右の結論を土台として、地主経済が自らを再生産する上で密接な関連をもつ地方銀行・県内外の諸企業・米穀流通の各側面をそれぞれがった資料操作を用いて分析することによって地主制を総社会的に位置づけようと試み、その結果地主制は資本主義社会における封建的ウクライドであって、資本主義的諸契機に対して適合しえず大正末年に立往生させられるに至ったと説くのである。

さて、本ノートで私は氏の近著を対象に——旧著は近著の第一章に要約されているので——次の二つの問題に大別して守田氏が右のような結論を導くことが果して可能かどうか、導くうえで処理していないところの困難にどのような点があげられねばならぬかを検討してみたいと考える。第一は巨大地主の再

生産構造をめぐる問題であり、氏の著作では第一、四章がそれに相当する。第二には地主経済をとりまく貨幣市場・資本市場・商品流通が地主経済との間に展開する諸連関の問題で、氏の著作の二、三章がそれに相当する。前者については地主的土地所有が封建的であるとする範疇規定の検討を中心に置き、後者については前期的な諸資本形式が資本主義の発展に対応（同じことであるが従属）していく過程が、巨大地主が同じく適応していく過程と果して本質的に異なっていたのかどうかの検討を中心とする。地主制史の研究においては外に多くの問題があるが本ノートではさしあたり右の二点に限定したい。

注（一）『日本地主制史論』三四五頁。

二

新潟県蒲原平野は我が国でもっとも多くの千町歩地主が成立した地域であり、市島家・両白勢家・両田巻家・佐藤家・斎藤家・I家等が存在した。守田氏は「明治期における地主制度展開の地域的特質」⁽²⁾、とりわけ「商品生産農業および農村工業の進んだ西日本の地主経済の組み立て」と「単作の水田農業地帯」の「耕地集中と現物小作料収奪の経済がすべてをなし」⁽³⁾ている新潟県の地主のばあいの区別を強調する。そしてまた同じ蒲原平野においても明治以降の水稲生産力の水準と発展過程の地域

差を強調し、これと地主的耕地集中の時期と形態の地域差との間の相関關係を指摘している。すなわち江戸時代から生産力の高かった北蒲原では千町歩地主の成立も古くその耕地集中は自郡内に集中しているのに対し、信濃川の猛威の前に生産力のきわめて不安定であった中蒲原では地主的耕地集中は明治期にもちこされ、他郡の地主によって広範囲に分散して所有された。

明治初期に生産力がきわめて低位であった西蒲原ではいわゆる「原始的耕地集中」がみられ、生産力が遅れをとり戻していく過程では「在农村地主支配による旧来の村落秩序が他郡の大地主の支配のもとに包摂されつつ新しい秩序と生産力の内容が形成されていく」と説くのである。守田氏がモノグラフの対象とした中蒲原郡の巨大地主Ⅰ家が明治期に耕地集中を行っていた地域は「見取り地」と呼べ、大部分の年は水害に遭うが水害がなければ非常に高い収穫も可能であるような、したがってまた「年々検見ノ慣習アル」生産力の不安定な地域であった。石井清吉氏は「新潟県における小作料検見制度調査」の中で新潟県ニアリテハ特殊ノ小作地ヲ除ク外ハ全般的ニ検見ナルモノハ行ハレルノデアルガ特ニ悪作年次ニ限ラズ年々作ノ豊凶ニ係ハラズ検見ノ慣習アル地方ハ主トシテ北蒲原郡水原郷ニ於ケル新田地、中蒲原郡白根郷、西蒲原郡中ノ口川沿岸地方デアル」と記している。守田氏はこのような地域の特異性を強調してⅠ家

の分析にはいい、このような地域における巨大地主の成立のメカニズムを追求し、地主が小作人を支配する構造、とりわけ検見による小作料取立ての仕組みとその変化の究明を意図した。それはきわめて克明な研究で、かなり多くの事実関係の錯誤を含みながらも、「見取り地」の地主のモノグラフとしては古島氏の評言の通り「地主制の近代史への重要な寄与」であつた。⁽⁶⁾

のちにみるように守田氏のばあい検見による半恣意的な小作料収奪方式が封建的収奪の典型として示されているごとくであり、これが稲作生産力の安定的な向上の一定の段階で「定免制」に移行しなければならなくなる時点を地主制の立往生の時と考えている。右のような考え方そのものについての疑問は後に提示するが、あきらかに右は「検見地帯」の特異性なのである。ところが守田氏はⅠ家の分析からえられた右の特異性を次第に一般化して明治期における蒲原平野一般の地主制の展開の論理としてしまふのである（あるいは守田氏は巨大地主の成立過程を稲作生産力の不安定性の克服過程に照応させるところから、北蒲原においても江戸時代の加治川流域の治水の進行に照応して巨大地主がいち早く成立したと考えているのかもしれない。しかしそれだとすれば生産力安定のもとでの明治期の巨大地主の存在の論理が改めて問われなければならないまい）。蒲原平野一般の地主制の論理を明らかにするためには守田氏ははじめに強

調して区分した地域的特殊性を地主的土地所有の一般的な規定に対して適確に位置づけるべきであった。たとえば江戸時代ですでに確立している北蒲原の市島や白勢のような千町歩地主の経済の内容に対するI家のような新興地主の位置づけが行なわれるべきであったと考えるのである。

次にそれでは守田氏が「封建的な地主支配の体制」とか、地主制の「自らの体内にある封建的体制」とか呼ぶような「封建地主経済」または「地主制展開の法則」が、果して論証されているかという点を検討してみよう。⁽⁷⁾守田氏は「封建的な地主支配」ということばの内容を定義のようにには規定していないので、一応近著の中からそれに当るようなものを拾ってみると、まず「大地主といわれるものの一般的な威力の強さは単にその所有耕地の絶対量のみを基礎として考えるには余りにも不適合にも思われる。各地方における各層の規模の地主がピラミット型に配置されていることがその権威の基礎となっているのである」(七頁)という叙述がある。ここからみると「大地主↓中地主↓小地主↓自作農」(a)という支配関係を考えているようにも思えるし、他方で「千町歩地主による村々の支配は」「差配の設置を起点として整備されていく」(三四頁)という表現からすると、「地主(農場)←差配→下差配」小作人」(b)という関係を考えているようにも思える。あるいはまた地主田中信

太郎家⁽⁸⁾が四〇年代になって「やがて没落地主として、I家の差配の地位とともに郷(水利)組合に指導的立場を保っていく」とは、巨大地主による支配の体系を最も典型的に表現している」(三九頁)という叙述からすると、「水の支配・水利慣行の地主的掌握」(c)をさしているようにも思えるのである。まず(a)の関係はたしかにひとつのヒエラルヒーではあったが、周知のように大地主と中地主等々の間に封建社会特有の占有関係や收受関係は存在していない。ややそれに対比されるかにみえる中小作権についても地租改正時には整理される方向にあったのである。土地所有の絶対量から生ずべき力よりも大きな権威をもったというならば、その根拠としては土地以外の所有たとえば「貨幣財産」(資本論Ⅲ、S 六四五)の所有(高利貸機能)等を考察してみることが必要なのではあるまいか。(b)の関係を封建的支配とみるかについてはまず差配の機能をみておく必要がある。差配は一般に没落旧在村地主が「売差配」としてその地位につくことが多く、次いで「在村地主としてもなお発展の過程をたどっているものが差配となっている場合も少なくない」(一四頁)。一〇〇町歩でいどもつ中地主が総支配となり一〇〜二〇人ほどの差配がその下におかれることもある。差配の仕事は「貸付地や小作人の管理のほかにこれに付随する機能として納税代理の役、水利費の代理納入者としての役など」(三

三頁）であつて、小作料の立見による決定は小作人立合のもとに地主農場が行なうのであつて差配は關与しえない。差配は地主と小作關係の本質に何ら触れるような存在ではない。差配Aが自ら地主である場合にAの所有地の小作人は巨大地主とは何の關係もない。巨大地主が自分の所有地以外にAの所有地までに支配力を及ぼすような物的な根拠は何もない。したがつて結局は「地主・小作關係」が「封建的支配關係」かどうかという封建論争以來の問題に帰着せざるをえない。守田氏は一面立見地帯において契約小作料額が一応定められていて、取立額の上限を画しているとはいへ、減多にその額をとりたてうるほどの豊作がないのであるから「検見制」なる方式は、生産力が低く不安定な地域に關する限り半恣意的小作料取立方式であるといわざるをえない」（四三頁）とのべて、地主による恣意的収奪を強調するのであるが、半面、「検見による実収小作料率は六割を越えない平準的な小作料率に合致したものであつた」として半恣意的の限界を指摘する。だがそもそも検見制は生産力が年々いぢるしく變動して、凶作の年もあれば豊作の年もある地域で、小作の再生産を可能にする範圍内でできるだけ多くの小作料を取得しようとする方式なのであるから、「刈り分け」とはちがつて実収額に対する比率を變動させるところに特色があるのであり、慣行小作料率が支配する筈がない。慣行小作料率が成

立するのは、生産力が安定して実収小作料にほぼ一定の水準が形成されてからであらう。したがつて守田氏の考え方のうち後者の方は棄てるべきであらう。そこで前者の考え方、検見制Ⅱ半恣意的小作料取立方式であることを一応認めるとして、これが封建的地代の収奪方式であるということができるであらうか。守田氏は小作人が決定額を納入できぬとき小作地の引放しがなされうることをもつて経済外強制と考えているようである。だが守田氏がいつているように、これはいわばみせしめ的に少数であつて、多くは貸米に切り換えられて、後年にとりたてられた。この事實は私にはかなり重要に思われる。地主に帳簿上未納米が累積していくのに何故強制力を發揮しえないか。それは二〇年代、三〇年代を通じて、この地域の村々でいぢるしい数の農家が流亡していく傾向があつたためではあるまいか、村別の統計からみてこの地域の人口減少率は相対的に非常に高いのである。⁽⁹⁾地主は小作人を土地に緊縛しえぬところで、土地取りあげを強行しても多数の農村が対外に就業面を求めて流亡していく状況のもとでは、替作人を探すことも容易でなかつた。その辺に未納米の貸米処理の祕密がひそんでいる。そしてそのことは小作料が封建的地代のカテゴリーに属さないことを示しているのである。次に（c）の水の支配・管理を封建的とみるかどうかについては守田氏自身、かなり旧著よりも消極的な

っている。氏自身が、千町歩地主の水利への関心は「その小作料を安定向上させる限りでの支配という関心」(三四頁)をもったにすぎず、「郷全体の水利関係の体系化」についても、「郷外の千町歩地主がその耕地所有に基づく決定的な支配力を村や部落の直接的把握をもって実現することによつたのではない。むしろそれは村落上層者や彼等の中で水利事業に活躍してきたものを、その直接の走狗とし、縦横に駆使したことによつていゝる」(三八頁)とのべているところからみても、巨大地主が郷内の自分の所有地から生ずる権利以上に水の管理をほしいままにするような力はもたなかったことが示されているといつてよい。⁽¹⁰⁾

さて次に地主的土地所有を封建的なものと規定できないとすれば、地主と小作の階級的な対立の形成過程はいかなる要因から説かれるべきかを考えてみよう。守田氏のばあいその対立はもっぱら稲作生産力の安定と向上から説いている。たしかに右の形成過程をみる上では常習災害地帯の生産力の特殊性は強調されなければならぬ面がある。たとえば立見地帯に三升米要求のような小作争議が波及しにくかつたこと、組織的な小作争議の展開の時期に遅れがみられること等はこの地域の生産力の不安定と低位を媒介しなければ説明ができない。その点は守田氏の接近の方向は充分ではないが正しいであらう。⁽¹¹⁾しかし非立

見地帯を含めていかなる理由から小作争議が起つてきたかは、単に生産力が向上してきたからというわけにはいかない。守田氏のばあいには輸出米検査制度が「既成の小作慣行」(五七頁)にない「新しい負担」を小作人に課すことになつたが、小作人は自分自身米販売者になりつゝあつたので乾燥・調製・俵装等の改良から生じた差益がどれだけ地主に帰属するかに鋭敏になつてゐる(六〇頁)ことから小作米奨励金を要求する争議がはじまつたといふのである。だが検査制度が小作争議の契機になつただけであるのはだれの目にも明白であらう。これを小作争議の原因とすることはできない。私は原因は日本資本主義が体制的に確立してのち、独占段階に移行していく時期における小農民経営の存在形態(矛盾)——とりわけ初発的な農業恐慌から説かれねばならないと考えてゐる。近著の監修者の序言の中で古島氏がいわれるように「小農生産の分析に及んでいないこと」(五頁)が守田氏の分析のかなり基本的欠陥をなしているのではあるまいか。地主的土地所有は小農民経済に依存しこれに吸着しつゝ、自らもまた資本主義の展開に適應していったものであるからである。守田氏の近著の課題が日本資本主義の発展と地主制の展開との関連を(たとへ二元的であるにせよ)あきらかにすることにあらうと思われるのに、「農業内部」の分析を行なう第一章で資本主義的諸要因の展開との関連を見ようとす

る視点が欠けているのは小作層を封建農民と規定してしまったことに基づいていると思われる。

本節での主題からややずれるが守田氏の小作組織と小作争議の評価に言及すれば、氏は実体をかなり矮小化して把握している。氏の研究が小作問題を中心的にとり扱うものではないのだから不十分はやむをえないのだが、「大正期の小作争議は右の連合体の幹部会決議などよりは、追いつめられたその日の要求を多様に打ち出す無数の雑多な小作団の抵抗が最大の脅威を地主に与える段階なのであった」(六九頁)とか「封建的な地主支配の体制下にあつては、

非組織的な、ときには偶発的でさえある遅れた組織形態こそが、地主を窮地に追い込む有効な手段になっていたとさえいえるのである」(八〇頁)とされるような見解は疑問である。蒲原平野の小作争議がもつとも広範で固い団結と強力な組織性を示したのは、大正九年から昭和二年までの期間の巨大地主を主要な相手とする争議であつて、それ以降はむしろ全小作層の利益を代表していくことはできなくなっていく。この期間においては大字を基本単位とする小作組合相互の連絡は緊密であり、戦術の模倣・他地区争議への応援・連合組織の結成・加盟についてもきわめて積極的であつた。そのような連帯性に支えられて小作料不納同盟

等が組まれ相当効果的な打撃を巨大地主に与え、小作料を引き下げさせることができたのである。

本節の最後に地主の小作米商品化における産地米商人との関係の問題に触れておこう。守田氏がI家の分析から示す米商品化の具体的過程と第四章でF家の分析から示すそれとはかなりの相違点があるが、ここでは守田氏が重点的に扱っている後者について検討をすめよう。この米取引の具体的な過程——売極手形とその書換・米預り証・津出し・劔・有辨渡等——や、契約期間別の売極量の時期別の変動の長期的傾向の分析はきわめてユニークなもので興味深い。守田氏は右の検討の結果次のような結論を出している。一般に地主は長期の投機的利益をねらつて「平均売り」を試み、商人は詐欺瞞着的な買い叩きと短期の投機的利益を追求する(二七九頁)のであるが、明治三〇年以降になると、産地米商が「阿賀野川を挟む北と南に蒲原の大米産地を二つの集荷圏に分つまでに成長しつゝ、在地の小商業資本を中心とする買子・仲買の集荷網をふんまた前期的小独占を形成していく」(二七〇頁)につれて地主は早期売り集中に転換していく。このように地主と産地の米商人は追求している利益の性質と「場」を異にしているが、両者の利害は重なりあい侵害しあっている部分をめぐつて常に背反しているのであつて地主と米商を「不離の間柄」としてとらえるべきではない

とし、「地主が農業の中に最も封建的な姿で腰をすえこんでその性質も機能も変えていく条件をもたない一方、米商は進展する流通機構の変貌に前期性を残しつつも対応して変質していく」という基本的な違いの中でその侵し合っている部分が増大されつつ米商のものとなっていく。(二七一頁)とするのである。

だが私は右の見解に同意しない。まず産地米商の「前期的小独占」の形成が三〇年代以降であるというのだが、幕末から明治初年までの方が移出米商が新潟港の廻船問屋に限定される傾向がずっと強かったようである。しかもそれも独占と呼びうるようなものであったかどうかはきわめて疑問である。斎藤喜十郎や鍵富三作のような、米の大問屋ではない新興の商人がのしあがることのできたということは、問屋組織による強固な独占がもはやくずれかけていたことを物語っている。松方デフレ期をはさんで前後二〇年間ぐらいの間移輸出米商人相互の角逐は三井・三菱両政商資本の介入を含めてきわめて激烈に行なわれたことが推測されている。さてこのような廻船業と米穀輸移出業者との密接な関係を断ち切ったのが鉄道の開通であり、これが鉄道利用による新興の移出商の登場を可能にしたのであるが、それをもって「前期的独占」と呼ぶことは適切ではないのではあるまいか。次にこれに関連して守田氏は地主の米販売における「平均売り」から「早売り」への転換が右の商人の前期

的小独占の形成に対応して行なわれたとし、鉄道の開通は付随的な条件としてしか扱っていないように思われる(二七〇頁)のであるが、実は鉄道開通によって冬期の輸送杜絶をみることなく、梅雨を越すと急に劣悪化する軟質な新潟米を早期に商品化しうる条件が与えられたことが早期売り集中の主要な原因ではなかったのか。鉄道省の『本邦鉄道の社会経済に及ぼせる影響』中巻はその点をよく示しているように思われる。さて次に利益の帰属の問題であるが、「進展する流通機構の変貌に……対応」しうる米商の方がほぼ一貫して有利な地位を占めたということがはたしていえるだろうか。ここで守田氏がF家の販売計画の損益を推計する際に、東京正米相場の一割安を庭先き相場とするという仮定を設定していることが問題となる。それがいかなる時期のいかなる販売者にとつてどの程度まで事実と適合しているかということである。東京正米相場に対する新潟米穀取引所(米商会所)の限月取引相場は約二割も低いのが通例である。⁽¹²⁾一般の農家が販売する庭先き価格はさらにこれよりも低かったことが推定される。巨大地主が守田氏のいうように東京相場の一割安でいどで売りたいとすると(市島徳厚家の場合もほぼ類似した価格がみとめられるようであるが)、大地主は非常に有利に販売しえたことになるのではあるまいか。商人の犠牲になったとは必ずしもいえない。これは単なる大量販売の

有利性か、あるいは商人に対し米の買付資金の融通等を通じて特殊な地位にたちえたためか、そのメカニズムが改めて問題とされるべきであろう。その際F家の販売方式がどこまで大地主全般の方式であったといえるかの検討を含めての課題である。参考までに市島家のばあいをのべれば、米売渡契約は米商から前金をうけとり、新潟の米相場を眺めながら一定期間内の売却期日（米の倉出し日）⁽¹⁶⁾を指定できる方式をとっており、地主側の優勢を示している。商人間にはげしい角逐が在ったことが認められるならば、米に対する雲給関係によって地主が優位にたったり、商人が優位になったりする関係の中に、一定の階層関係が反映しているとみるのが妥当ではないか。投機的利益の幅は地主にとってだけでなく商人にとってもせばめられていったはずである。⁽¹⁷⁾商人も地主も資本主義の発展に適応しなければならなかったし、適応しえたのである。その点次節で検討することにしよう。

注(2) 『経済評論』六の五、一六頁。

(3) 『地主経済と地方資本』二七八頁。

(4) 前掲書、九頁。

(5) 新潟県農地改革史資料篇六、三三四頁。

(6) 古島敏雄編『日本地主制史研究』一九五八年、3頁。

(7) 「」内の表現は『地主経済と地方資本』の八〇頁、六四頁、二九八頁、二九一頁をみよ。

▲ノート▼ 地主制史論の問題点

(8) 明治四〇年から二七年间にわたって新飯田村外十五箇村普通水利組合の常設委員（三人制）をつとめた田中信太郎は、三菱新潟事務所並びに市島徳厚家の差配はつとめたが、I家の差配をつとめた事実はないようである。

(9) 南侃、須田恭蔵、関正治「蒲原平野における稲作生産力の発展過程」『日本農業発達史』別巻下所収）四三九頁。

(10) 守田氏は水利組合における差配の指導性が在村地主を上廻るかに言っている（四〇頁）が、その点は疑問である。小林村等において差配が郷組合の役員になっているのは在村地主が没落していなくなってしまうか、在村地主の当主が幼若であったためではないか。『白根郷治水史』によってみても在村地主が健在の村々からは、ほぼ例外なく彼らが郷組合の議員になっているといってもよい。在村地主と自作農民層の治水・排水への熱烈な運動を巨大地主は「小作料の安定向上」の範囲で受けとめたにすぎない。巨大地主は排水事業や耕地整理事業の施行に強い発言権をもったのは、彼らが地価割の事業費の支出者として最大級であったということに基づいている。國營の大河津分水工事（明治四〇年計画成立・総工事費二、三三四万円）に対して白根郷内の第一次排水改良事業（明治四四年、事業費四

一八、六〇円うち三五・一、五〇円は政府の地方低利借の規模が、大地主の許容しうる出費の限度を暗示している。

- (11) 充分でないというのは生産力の不安定が常習災害地帯の小農民経営における「費用価格」の標準的形成を遅らせることになるのだが、そのような分析を欠いているからである。この点くわしくは、陣駿衆三「独占段階への移行期における日本の農業問題」(嘉治真三編『独占資本の研究』所収)を参照されたい。

- (12) 斎藤喜十郎は幕末に清酒問屋からのしあがった商人で、安政年間に清酒と焼酎を醸溜してこれを北海道に移出して巨利を得、明治元年、廻船業者として松前・樺太航路をひらいて米穀の直輸によって巨利を博した。以後洋型帆船を建造して海運事業で成功をおさめたが、次に船舶を悉く売却して土地購入に転じたという。鍵富三作の父は「在宿」という零細な米穀仲介業者であった。三作は一八五一年家業を襲いだが、慶応初年薩人某と組んで米取引で巨利をあげ、大商人にのしあがった。維新の際には幕軍と官軍の両方から三作の貯蔵米の多いのを疑われたという。明治七年井尻半左衛門・本間新作・権平半七・白勢彦次郎・堀新吉等と組んで持寄米売買所を設け、旧問屋達の廻船問屋会所に対抗した。一二年三菱の支店設置に尽力、また後には

三井に組して東京風帆船会社の設立に参加した。廻船問屋会所というのは旧大問屋高橋次郎左衛門・江口善平・松浦五平・小川皆蔵・片桐十蔵等が旧問屋会所の再興・頻勢の挽回のために六年一月に創ったもので、大問屋が五〇〇円ずつを出資して倉庫を造ったのであるが、結局新興商人に抗しえないうで衰退するのである。『新潟市史』下巻参照。

- (13) 加藤俊彦・大内 力編『国立銀行の研究』(一九六三年七月、勁草書房)第二章、第四国立銀行を参照。

- (14) 『本邦鉄道の社会及経済に及ぼせる影響』中巻、五一二頁、五二六頁以下。

- (15) 『新潟県農商工年報』、『第四銀行八十年史』四〇頁、前掲『本邦鉄道の……』中巻、五二五頁を参照。

- (16) 『千町歩地主市島家の構造』三七九頁。

- (17) 明治一〇年代前半のインフレ期における激烈な米穀投機とその後のデフレ期の驚くべき沈滞・二〇年代の恢復の事実については『新潟県農商工年報』、『新潟商工会議所六十年史』一〇九頁を参照せよ。

三

第二の問題に移ろう。守田氏の場合「地主制の展開とその矛盾の外延的側面の追求」(八二頁)は地方銀行の検討からはじめられている。氏は明治期の県下の銀行について三種類の類型区

分を考えているようである。第一には強力な国の働きかけによって地主の「資本」をかき集めて生れたもの（第四国立銀行）。第二には明治九年の条例改正後に誕生した一般の地方国立銀行及び一二年以降の私立銀行——「たとえ銀行の名を冠していても、それは銀行ではなく質屋や高利貸である」（二七四頁）——それを特質づけるものは「金貨、伝統」（二〇六頁）の継承である。第三には「商業機構の発展」に対応して「金貨の性質の銀行への継承」を有しながらも「見近代的商業金融機能をもつようになる」「商業銀行」（二一七〜八頁）。その典型は商人によって作られた新潟商業銀行。ところで第二の類型の銀行の分析は何故か正面からは扱われないで、第一と第三が地方銀行の発展における二系列として取扱われ、その結果、両類型ともに銀行は「地主経済」に対してあまり積極的な意味をもたず、「それがくみする商業機構の発展と対照的に停滞の姿を示してくる地主制に対しては、経済的な関心を薄いものにしていかざるをえない」（二七七頁）という結論がみちびかれるのである。

さて私は右のような分析の方法にも結論にも同意しえない。まず守田氏の第一の類型についてみれば、第四国銀については、商人の資本によらぬどころか正に逆で、「第四国銀は権力の側からの推進と新潟における大商人・金貨資本家のそれへのタイアップのもとに設立された。大商人、大地主は大株主、銀行運

営担当者（頭取、取締役等の役職）であったが、主導性は当初からつよく大商人の側にあった。第一期（明治九年まで——引用者）にはやくも第四国銀が危殆に瀕するなかで財務行政者をあらたに頭取にすえて権力機構への依存・連結の体制をかためるとともに、銀行運営の中枢を大商人層（とくに米を基礎とする）がますますつよく掌握していくこととなった⁽¹⁹⁾。という暉峻衆三氏の見解の方が明らかに正しいと思われるのである。さて第四国銀がこのような商人銀行であるとなると、守田氏の第二類型との区別の問題はどう考えるべきか。この問題を考える背景として私は当時の新潟を中心とする地方経済の様相を考えておく必要があると考える。明治一年の「銀行検査官報告書摘要」の「新潟港並ニ其他ノ景況」を引用して暉峻氏も述べているように、新潟港と沼垂町は米の街であり、巨大な倉庫業者——白勢成熙・鈴木長八等——や大小新旧の米移出問屋が密集し、米を担保する商人相互の資金融通もきわめて活発で県全体の米取引の中心となっていた。米の移出額は「一年頃二〇余万石、その後デフレ期の断層を経て二〇年には四六万石にのぼっている。第四国銀は右のような前期的な商人・高利貸資本間の資金融通を公金取扱いに支えられて一層拡大し、また公金ならびに米代金の為替取り組み機能によって米穀の消費地との流通を円滑かつ敏速に行ないという点で、彼らの利益に直接に結合

第1表 銀行および金融会社資金調

	社数	前年 比較増	資金総額 円	前年 比較増高
明治十四年分	49	29	2,868,300	1,343,000
明治十五年分	75	31	3,725,650	857,350
明治十六年分	85	15	4,419,850	694,200

していた。従つて、はじめから商人たちの機関銀行の性格が濃厚であつたといつてよい。九年以降に成立するやや小規模の国立銀行のうち長岡第六国銀が県全体の織物の原材料と製品の取引の中心地・長岡の商人達の機関銀行として第四国銀に似た性格をもちえたが、公金取扱の上では県庁所在地の新潟の第四国銀に比べて不利なのは当然であつた。その他の国立銀行は前二者のような広範な商品流通に支えられてはいないのであるから、自己資本を貸付ける高利貸的性格が強くあらわれたが、これまた当然であつた。だがこれらの事実はいわば量的な差であつて資本の性格を本質的に区別することはできない。むしろ前期の資本として一括されるのである。そのことは紙幣整理期の各々の状況を觀察するならば明瞭になるであらう。『興業意見』下巻、卷二十一、新潟県の記述に「農商工金融ノ実況」として「融通金ノ多寡ヲ確知スルハ固ヨリ容易ナラスト雖モ、銀行其他金融会社ノ実況ヲ視察スルニ則チ別紙第一表ノ如ク歳ヲ逐テ社数金額共ニ増加セルハ融通金

ノ増進セルニ似タリ、然レドモ實際ニアリテハ反対ノ点ニ出テ真ニ驚クベキノ事情アリ。何トナレハ彼ノ十四十五ノ兩年ハ百貨流通販売ノ稍活発ナリシカ故ニ商家ハ勿論生産者資本ノ不足ヲ憂ヒ、偶々余裕アル者ハ生産事業ニ流通セルヲ以テ、彼ノ会社ヲ創設スルニ暇アラス、然ルニ十六年ニアリテハ米価ノ低落ニ伴隨シ物価下落、販路壅塞セルヲ以テ資金ヲ抱テ無事ニ苦ム、故ニ金融会社ノ増殖ハ世間ノ不景氣ヲ徵スト云フモ亦詭言ニ非サル可シ」(史料集成第二〇巻五八頁)とあることから推察されるように、松方デフレ期に多くの商人が生業部面を閉ざれて防衛的な対応として高利貸営業に転換した。また第四国銀の株主であつたような巨大地主たちもこのとき「保定社」「源泉社」等の地域的な貸金会社を作つて高利貸営業を行なつた。これらのいわゆる銀行類似会社は、たとえ預金の窓口が開かれていたにしてもそれはとるに足らず、もっぱら自己資本の高利貸付を業務としていた。守田氏は預貸率が一〇〇を超える状況をもつて「金貸しの伝統」の表現とするのであるが、そして第四国銀の一五年以降各年末残高で貸付金額が諸預り金額を下廻つてゐることを指して「金貸しの伝統」の欠如と呼び第四国銀を異質視するのであるが、公金「御用預金」を除外して預貸率をみればはるかに一〇〇を超えているし、貸付の面では米を担保とする貸付はいちじるしく減少して公債株券担保・無抵当・地所

宅地担保等の貸付が増大している。対象からみれば、商人中心の貸付にかわって商人と地主への貸付が増大してくる。地主への貸付は地租納入や土地購入の資金供給の意味をもちえたと思われる。しかし全体としては貸付先の発見に苦慮し、資金を東京支店に移して、そこで貸付拡大を意図したりもするのであるが、本来の銀行機能は非常に萎縮してしまい、もっぱら公債の保有・売買による消極的な営業にとじこもるのである。⁽²¹⁾このように一面で高利貸の性格をもたざるをえず他面でそれに徹しえず、消極的対応をせざるをえないのは第四国銀の規模が地方では相対的にはずばぬけて大きく、しかも、公金によってつよく支えられていたからである。小さいものほど自己資本の高利運用に狂奔しなければならぬ。しかし第四国銀が銀行として消極的であったということは利潤追求において熱意がなかったということではない。株金に対する割賦額の比率が、不況期において最大であることは公債保有者乃至公金取扱者として静止している方が利益が大きかったことを示している。土地所有への投資、高利貸の営業、商人資本としての商品売買、単なる公債保有等それぞれが機能面において異なることはいうまでもないが、右に述べてきた一連の過程は、前期の資本が不利な面から資金をひきあげて、有利な営業に転換する流動可能性が非常に大きかったことを示している。商人・地主・高利貸といった

系譜——それ自身さらにさかのぼれば流動的であるが——によって資金の振り向け方が規定されるのではなくて、むしろ商業流通の状況とそこでの金利の水準によって規制されていたと考えられないだろうか。三者は前期的な商人高利貸資本の範疇に一括される同質性をもって運動していたわけで、守田氏のように「商人」と「地主・高利貸資本」を本質的に区別すべきではないと思う。

付言すれば、第四国銀がこの時期に米穀金融から後退した最大の要因はデフレーションの沈滞のためであるが、さらに重要な要因として、三井・三菱の同政商資本が新潟を舞台に激烈な競争を演じ、とくに後者が新潟物産会社を設立して直接に産地米商を掌握しようとしたため、銀行が一面で疎外されることになったのではないかということが推測されている。第四国銀の荷為替が振るわないのもそのためと推定される。⁽²²⁾

もう一つ付言すれば第四国銀の貸付の中には銀行類似会社の株券や、銀行類似会社の所有していた公債を担保に、いわば高利貸の高利貸として位置づけられるような貸付が含まれていたのではないかと思われるような資料が散見されるのである。銀行類似会社は地主に土地集積資金の貸付を行ない、自らもまた土地集積を行ないつつ、買手を探し

て売りつけていたことが推定されているが、国銀との関係を含めて今後実証が期待される問題であらう。

さて、新潟の地方銀行の二〇年代の様相の研究はいまだに空白なのでこれはしばらくおき、日清戦争以降の諸企業の勃興期の問題に移ろう。企業勃興といっても新潟の場合は金融・交通運輸・製糸・織物等で規模もあまり大きくなく、ただ石油業が長岡・刈羽・古志付近によい地域的な局限性をもって簇生したことが特徴的であった。そこで問題となるのは守田氏の銀行系列と経済圏に関する特殊な考え方である。守田氏は「封建経済の残した」狭小な「地域経済圏」がもともと「その中核となる経済的要素を異ならせてい」て、「蒲原地域では地主経済と商人機構の組み合わせ、長岡を中心とする地域では石油資本と商人機構の組合せ」があったが、これが「かつての時代に拠って立っていた地盤におお依拠しつつ新しい地盤を含めて全体的再形成をすすめる。その過程で……地方経済の主流を決する一種の系列性が形造られる」といわれる。さて蒲原地域と長岡地域をこのように狭小な「経済圏」として分けることができないことは前節でみた米と織物のそれぞれの流通状況を考えてみるだけでも明瞭である。そこでその点の詳細な検討に副愛し、守田氏の考えている系列性とは具体的にはどのようなものかみてみよう。守田氏は北蒲原の大地主達が石油事業に投資していない

ことから地方産業に消極的な地主・高利貸資本の一系列を考え、そこに第四国銀が鈍重で巨大なからだを横たえているとし、他方これに対し新潟市の商人資本（斎藤喜十郎）の新潟商業銀行が、石油資本とその機関銀行たる長岡の商人達の銀行との間に、地方産業をとり結ぶ他の一系列を形成していくと考えているようである（二二八―二九頁）。だが地域的な局限性の濃い石油業が古志・刈羽両郡で軌道にのるのはようやく明治二〇年代のことであり、一般には山師的な投機性のつよい新奇な企業としてなかなか資本家間に市民権を得ることができなかったという事情が遠く離れた北蒲原や新潟市の地主・商人達に石油への投資を敬遠させたのであって、身近かに見聞している長岡・柏崎辺の商人・地主達はかなり石油に資金を投入していた。地主が一般に石油に消極的であったわけではない。次に新潟商業銀行は新潟市の商人達（斎藤喜十郎・八木朋直・小沢七三郎・安達善平等）が自己と地主達（伊藤文吉・円山七衛武等）の資金を集めて創設したものであり（これらの地主達は新発田銀行の大株主でもあるが長岡との関連は薄かった）、役員となった商人・地主の中で後に石油と関係をもつようになるのは取締役の牧口義方（柏崎出身の商人）のみであった。新潟市の商人は北蒲原の地主と同様石油への関心は薄かったのである。わずかに石油精製部門に乗り出した例があるにすぎない。新潟鉄工所も日本石油

会社の一部門として創設されたときには、鐵富家や齋藤家は無關係であつた。

守田氏の系列化の具体例のもう一つのものである。新潟商業銀行に吸収される中条共立銀行の、吸収合併される前の状況の分析がある。氏によれば中条共立銀行の成長過程は貸付においては商業金融への重点が増す過程であり、預金においては零細農民までを含む広汎な農民的貯蓄の新たな展開であるという。そして「銀行から金を借りることが農民一般にとっていかに難しいことであつたといへ、年利一割前後という銀行貸付ベースがそのあみの目を通じて農民の経済意識にしみ透っていく過程は高利貸質屋的な金貸方式の首根っこをじわじわおさえていく過程でもあつた」といわれる。だがそれはいささか安易な結論ではないだろうか。氏の第一一表では三〇年代の後半に商業者の預金量の伸長率が最も大きかつたこと、預金者数では雑業者に次いで農業者の伸び率が大きかつたこと、第一二表では農業者の一人当りの預金額が漸次低下していることはよくわかる。しかしその「零細農民」がいかなる階層のものかは皆目わからない。案外小地主層までであつたかどうかといへないだろうか。他方貸付において商品担保貸が非常に伸びたことはよくわかるが、量からいへば有価証券担保が最大である。生産力安定地帯では土地投資の利廻りが相対的に低く、地主が早くから有価証券へ

の投資に関心をしめしていたことからみると、このことはむしろ地主層への貸付けが多かつたことを示すのではないか。さらに資本金総額一五万円に対して預金が一〇万円ほどまでしか伸びていないところからみて銀行自身に高利貸的性格が濃かつたといへぬこともない。あるいはまた機關銀行の性格が強かつたのかもしれない。四〇年代の恐慌の打撃から恢復しえないで、新潟商銀に吸収されたということは、これらの貸付が「こげつき」的性格をもつ不良債権であつたのかもしれない。氏のように商業金融への積極的進出を説くためには、もう一歩つくだ貸付の内容・対象の性格の分析が必要であらう。さらにまた仮にこの銀行がかなり近代的な「銀行の貸付ベース」を保つていたとして、それが小生産者に対する高利貸・質屋の首根っこをおさえることがはたして可能であつたらうか。地主による勤儉貯金組合や村々の信用組合が設立されてくるのは、近代的な銀行の貸付ベースにのりえない小生産者に、肥料を中心とする生産資金を供給しようという目的——究極的には小作料の安定的確保のためであつたとしても——があつたからである。しかもそれからの組合も生活資金までは供給するに限度があり、それ以上の不足は高利貸によらねばならなかつたのである。以上のように中条共立銀行の歩みは、何ら商業銀行の發展としては論証されていないように、この同一時点で新潟

商銀との間にどのような接触があったかもまったく不明である。したがって、守田氏のいう新潟商銀が明治三〇年代に、「蒲原地主地帯の経済を商業流通」の環によってとらえるべく進出していく過程なるものは、実証不十分といわなければならないまい。

念のため付言すれば私は日清戦争後の地方銀行がまだ商業銀行たりえず高利貸的であったというとしていたのではない。日清戦争前後から銀行が勃興してくる企業に流通資金を供給する商業信用は、一面で機関銀行の性格を脱却しえないでそれに制約されながらも、ぼつぼつ進展したと考えている。すなわち前期的性格は弱められていく。しかし比較的に大きい産業企業や商業資本への流通信用は近代的であっても、中・小企業や小生産者に対する場合にはつよく前期的であり、そのような二重性を長く維持するところに特殊性があるのである。資本主義的な商業信用への移行は規模の大きな銀行から進行していくとみるのが妥当であろう。機関銀行でさえ規模の大きい三井銀行や三菱合資の銀行部のような財閥級になると、かえって他面で不特定多数の諸企業に流通資金を供給する産業銀行の機能を、二重に果さなければならなくなるという。零細な銀行の近代化が先行して、それが競争相手に吸収されたことが刺激となって第四国銀が近代化へ重い腰をあげるといふ守田氏の筋書はすこしうがちすぎているように思える。

さらに付言すれば守田氏の銀行系列観の背後には都市の商人層と農村の地主高利貸を本質的に区別し、その際に土地に対する関係の相違を区別のメルク・マールにしようという意識がつよく働いているように見うけられる。たとえば次の記述をみよう。

（都市の）「明治期の商人層は、その経済的な活動の場面を地主的土地所有に移していこうとする気配を示さず、その蓄積の場を耕地に求めることなく、もっぱらその商業機能を生起しつつある資本主義的諸企業にのみ関心を示していた」

「江戸時代の商業活動と金貸活動が統一されている時には都市の商人の耕地集中がかなり展開しており、新潟の齋藤喜十郎・長岡町の渡辺清松などに代表される名実ともに商人地主を明治期に残すのである。明治十年代以降、地租改正が基本的動機となつて、それがすなわち高利貸であるというような商業活動の条件が弱くなり、金貸機能はもっぱら農村の質屋・高利貸にゆだねられるにおよんで上記の結果が生じてくる。」

「すでに江戸時代に主要な耕地集中を成就している齋藤喜十郎家でさえ、蒲原平野の各地にくまなくちりぢりに土地を持っている点は、村々にある一般の地主の耕地の持ち

かたと全く対照的である。それは後者が質屋的な集中に基づいているのに対し、前者が藤家が主として商人活動によって集中したというちがいを示している」

「質屋高利貸の耕地掌握と商人の耕地担保取得とは、その性質を混同してはならないのである。明治以降ますますそうなのである」——以上一五三―五頁より引用——

右のような守田氏の見解は実は事実と合致していない。

まず明治二五年と四〇年の期間に新潟市の商人の多くが土地所有を拡大していることを指摘したい。⁽²⁶⁾次にすでに前節でもふれたように斎藤喜十郎や鍵富三作の商人資本としての成長は維新时期後において急速であり、土地累積の時期も江戸時代よりもむしろ明治前期に集中していたのではないかと疑われる節が濃い。散りがかり所有も明治前期の土地集積の特徴に合致するのである。以上明治期の商人層の土地所有拡大の傾向の存在を確認するならば、商人活動におけるどのような貸付けが土地所有に結合しうるかを検討してみることが必要になろう。商人活動において高利貸的でない金融が存在しうることは守田氏の考えたとおりで否定しない。たとえば商品を担保とする貸付には商人資本の運動における一定の信用供与として手形流通に対比しうるものがある——このような曖昧ないいかたをするのは商品

担保の高利貸もありうるからである——。ところで耕地を担保として商人が買付資金の前貸等を行なう場合これを商人活動の一環として商業信用の範疇に含めることは妥当ではあるまい。むしろ高利貸の一種と考えるべきで、その結果生ずる商人の耕地担保取得は高利貸的耕地集中と質的に区別しえぬし、利子率の点でも区別しえぬのではないか。

以上本節では私は守田氏の地方銀行のとらえ方を、日本の資本主義の確立までの過程を段階的にふまえて整理しつつ検討を加えてきた。その結果むしろ地主も商人も高利貸も範疇的には前期的資本として一括されながらも、それぞれの機能面で銀行を利用しまた制約されつつ資本主義的諸関係の展開に適應してきたと考えた方がよいということを間接的に示してきたつもりである。最後に地主の企業投資の問題を守田氏の説にそって検討して、独占段階への移行期における地主の資本主義への対応の仕方をもとに考えたらよいと整理してみよう。

守田氏は第三章でI家の株式所有の分析を行なうて、地主が土地所有の拡大を停滞させて株式投資に切換えていく客観的な根拠を次のようにいっている。

「明治中期一杯までは銀行株を買った形跡はみられない。その間に行った企業への出資は北越鉄道・越羽鉄道に合せて三万五、〇〇〇円と二口に限られている」(一八二頁)

「明治三〇年代の一〇年間にI家が買った株は払込金額で約七万円になり、耕地集中にも成功してようやく千町歩地主の地位をえるにいたるや有価証券所有への若干の関心がしめされはじめたかのようである。」(一八四頁)

「有価証券所有の範囲をI家がひろげはじめるのは明治四〇年以降だが、それでも大正五年までの一〇年間の状態からは基本的な変化はみられない。ところが大正六年以降の一〇年間、株の買入れは総額七四万七〇〇〇円という極端な増大をしめして全く新たな段階を劃しているかの感がある。」(一八四頁)

「耕地集中を終局的に目標とする金穀貸付への資金のふりむけの道がかなり残されており、そのためさしたる貨幣の蓄蔵も行われていない明治中期まで両者を秤にかければおのずと農業内部への資本投下を有利とすることになる。こうしたメカニズムをもったバランスが逆転して均衡を破り、銀行投資にとっと傾いていくのが大正中期なのである。」(一八七頁)

そのばあい「耕地の売りものがなくなりあるいは売買価格が騰貴したために投資先を他に求める」とする「単純な解釈」は「自信をもって排除できる」と守田氏はいう。「大転換」の原因は「金貨・質屋的な耕地取得の条件がなくなってきたこと、

生産力の発展が小作農民の地位を高めつつ強力な反抗の条件を胎生させていったこと、両者を基幹とする包括的な矛盾の組合せ」のなかにあるというのである。要するに大転換の理由は単に利廻りが低下したからではなくて、地主的土地所有自体がその存立をおびやかされて立往生したからだということであろう。たしかに当時大地主の感じていた危機意識を強調することは必要であろう。だが守田氏のようにいってしまうことは地主的土地所有にとっての「利廻り」の意義を不当に軽視することになるのではあるまいか。守田氏も言っているように、明治三〇年代の地主には土地所有が危険だから株を所有するという考えはたしかになかったにちがいない。むしろ株式所有の方がずっと危険だと意識していたであろう。にもかかわらず、一定の条件(地価値上り、将来の生産力の増大、小作料の増大の可能性等)の下におかれた地主が株式所有にのり出すのは、そちらの配当利廻りが土地所有の利廻りより大きい⁽²⁹⁾か、株の売買による投機的な利益期待が新たに取得しうる土地からの利廻りよりも大きかったからであると考えられるのではないか。市島徳厚家が株式所有に積極性を見せる時期は同家が北蒲原における土地購入を控えるようになって、次第に東京の市街宅地や東蒲原と山形県の山林や北海道の拓殖等に投資の重点を移していく時期に照応している。守田氏が中蒲原の巨大地主たちが明治四〇年、

大正五年まで、株式投資に消極的であるとしているのは、そのころまで生産力不安定であった信濃川下流地域では、なお土地価格が低く、生産力の安定化を見込めば土地投資の利廻りは株式よりも相対的に先行き有利とみられていたからではあるまいか。大正一二年以降、北・中・西蒲原三郡に千町歩の耕地を所有していた東山農事（三菱）が全所有地をドラスティックに売却して、ブラジル・朝鮮等における農業投資に転換進出していた事実は、利潤追求を目的とする資本の論理からすれば、内地における小作地所有がもはや何らの積極的意義をもたなくなつた時点を示すものである。独占資本主義段階の農産物価格関係の相対的劣悪化・土地価格の硬直性等々からくる収益率の低減傾向を、東山農事は直感的に把握していたといえよう。他の地主たちはたとえ千町歩の規模であろうともその程度の資産額ではそれを基礎に独占資本に伍してやっていける大産業資本たりえないのは明白である。中小企業として未経験な荆の道を歩まんよりは安易な株式所有を選ぶのはむしろ当然であった。大戦後の段階では株式は土地所有よりは安全で利廻りもよくなっていたからである。土地の評価額からみて利廻りが低下していても、購入時の価格からみればはるかに有利であるような土地価格の硬直性のものでは小作料の低下による損失もただちに売却に結果しない。土地は新たに購入することはひかえるが、

転身の見通しを欠くために、土地所有の規模は維持するか、じわじわと処分して縮小しつつ、新規投資を株式所有にふり向けざるをえない。これは正に独占資本段階の小資産所有者の存在の論理であつて、封建的土地所有の論理が展開しえなくなつて立往生する様相などではない。地主的土地所有は別に解体してしまうわけではないのである。

(18) 前掲『国立銀行の研究』第二章、一〇三頁。

(19) 『銀行雑誌』第七号（明治一一・六・二九）。『日本金融史資料 明治篇』第六卷、五五頁。『渋沢栄一伝記資料』第一四卷、二九〇頁。

(20) 白勢成照は新発田の豪商。『新潟市史』下巻九八三頁には「旧新発田藩に仕へ後権少参事、権判事の職に就き、維新前後藩庁の財政一に其塩梅に出でたりといふ。廃藩後各種の事業を計画し、地方経済界の重鎮となり、其富大阪の鴻池・酒田の本問家に匹敵せりと称せらる」とある。なお注(19)の資料を参照。

(21) 『前掲国立銀行の研究』一〇八頁以下。

(22) 前掲『国立銀行の研究』九七、一四〇頁。

(23) 四〇〇町歩地主の本間新作や五〇〇町歩地主中野真一（後者の集積の時期はおそいが）が石油事業にいかへ傾倒したかを想起された。

(24) 昭和一〇年の新潟商銀の上位株主に中野興業や山口誠太郎があることから、石油業との間の系列性を説く

注(28)の表 新潟市商人層の土地所有の状況

	明治25年 地価	明治40年 地価	増 減	備 考
	円	円	円	
斎藤喜十郎	118,468	136,123	+17,655	酒、米穀、回漕業
鍵富三作	67,924	72,273	+4,349	米穀、回漕業
白勢春三	11,875	20,468	+8,593	彦次郎の子、銀行業
小沢七三郎	14,541	19,712	+5,171	回漕業
鈴木長八	8,382	7,436	-946	米問屋、倉庫業
田辺忠吉	5,329	11,287	+5,958	薬種業
藤田文二	1,371	5,484	+4,113	米穀、回漕業
石黒忠作	11,635	12,639	+1,004	油販売

▲ノート▼ 地主制史論の問題点

ことがどんなに無理な方法であるかは自明であらう。

(25) 守田氏の掲げる第九表は、ずつとあとの明治四三年に新潟鉄工所が分離独立したときのものである。

(26) 守田氏は一一一と二頁では中条共立銀行を第四銀行に合併させている。

(27) 柴垣和夫「産業資本段階の日本資本主義と『財閥』、

嘉治真三編『独占資本の研究』一九六三年、所収。

(28) 明治二五年の

新潟県地価持姓名録と明治四〇

年の越佐地持精

覧を比較すれば

上表のようにか

なり多くの商人

が土地所有を拡大していること

がわかる。

(29) 市島徳厚家で

は「明治三十年代において特別

会計をもって株式売買に異常な熱意を示した(農政調査会、新潟県大地主所蔵資料第三集、『千町歩地主市島家の構造』四〇五頁)。市島本店臨時株券整理部報告整理表によれば、明治三五年現在、東京銀行からの二四万円を筆頭に五〇万円の借入金をもって、これを基礎に四四万余円の株式を所有していた。その後一年間の株式売買損失は二六五五円となっていた。その後のような経過をたどったかはこのような特別会計のデータがないので不明であるが、投機的売買はおそらく損失を招いて中止したのではあるまいか。以後配当期待を主とする資産株所有に転換するものの如くである。四〇年現在、県内銀行、鉄道株を中心に一九万円、大正三年には同様の株を中心に五三万円を所有している。

(30)

市島家が明治四四年佐藤伊左衛門家から福島潟とその周辺小作地を四〇万円で購入するとき四分の利率で純益を還元して価格決定の基礎としていることは当時の土地利廻りを推定する上で参考とならう。

四

以上私がやや煩瑣なまでに細目にわたって検討したのは、地的土地所有の全機構的な研究を意図する場合に、理論に結合すべき実証が現段階ではなお十分にしか行なわれてい

さらに綿密なモノグラフの積み重ねと多面的な分析視角が必要であり、無概念的用語の使用を避け、経済学的に規定された概念を厳密に適用して論理を構築していくことが必要だと痛感するのである。(一九六三・六・三〇)

ないか、いかに多くの検討すべき分野を残しているかを示したかったからである。そしてまた限定された資料から結論を導く場合に立証しうる範囲乃至限界について、いかに慎重でなければならぬかを示したからである。地主的土地所有が範疇的にいかなるカテゴリーに属するかという問題自体は、折衷的な二元論を否定する限りさしたる問題はない。地租改正によって確立した土地所有が近代的な私的土地所有であることはすでに明白である。問題は「地主的土地所有」が前資本主義的な村落の身分階層制の中で、前期的な商人資本や高利貸資本の運動の中に包摂されて示す「封建的」な性格が、日本資本主義の展開する構造にいかなる特殊性を与えたか、日本資本主義社会の階級構造を運動体としてとらえる場合にいかなる規定性をもったのかということである。「封建的」な地主制と「近代的」な商人資本というように区別するのではなく、両者を前期的資本としての性格において同一なものとしてとらえ、それが産業資本の展開にどのように対応していくか、前期的な資本として運動しうる範囲がいかに限定されてくるか、具体的な歴史的過程として実証されなければならない。その際当然のことながら前期的な商品流通と前期的な金融市場との関連において地主の存在形態が分析されなければならないわけである。過少な資料から強引な推論を行なうことは危険である。地主制史の研究には